

## 協議会の運営について

### ○協議会の所管事項

坂出市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）は、空家等対策計画の作成・変更・実施に関する協議を行うほか、特定空家等に対する措置および空家等対策に関し必要な事項について、意見を述べるすることができます。

### ○協議会委員の任期

委員の任期は2年となっており、補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。また、委員は、再任されることができます。

### ○協議会委員の守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を辞した後も同様の守秘義務が課せられています。

### ○協議会の会議の成立要件

会議は、会長が招集し、委員（定数7名）の過半数が出席しなければ開くことはできません。

### ○協議会の会議の裁決

会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長（会長）が決定します。

### ○協議会の会議の代理出席

やむを得ない事由により委員が会議を欠席する場合、その委員が代理人を出席させることはできません。

### ○協議会の会議の公開

会議は、公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、協議会が判断した場合は、会議の一部または全部を非公開とすることとします。

### ○関係者の協議会の会議への出席

会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができます。

### ○会議録の作成

会議は、概要を記載した会議録を事務局において作成し、公開するものとします。この場合、当該会議録は、議長の確認を受けるものとします。

なお、会議で非公開とした議事については、公開する会議録から削除するものとします。

### ○協議会の庶務

協議会の庶務については、坂出市危機管理課において処理します。

### ○その他

以上のほか、必要な事項は、会長が定めることとします。